



厚生労働省 「年収の壁」への対応について公表

人手不足が深刻化する中、厚生労働省は、いわゆる「年収の壁」を理由とした就業調整を防ぐため、制度の見直しや支援策を進めています。「年収の壁」とは、一定の収入を超えると社会保険料の負担が生じ、その結果、手取り収入が減少することを懸念して働く時間を抑える状況を指し、主に「106万円の壁」と「130万円の壁」が知られています。

大企業(従業員数51人以上)で週20時間以上勤務する場合に該当する可能性がある、「106万円の壁」については、被用者保険の適用拡大により、厚生年金や健康保険への加入対象が段階的に拡大されています。あわせて、賃金要件や企業規模要件の見直しが進められており、賃金要件については最低賃金の状況を踏まえ、令和7年6月から3年以内に撤廃されるとともに、従業員50人超の企業を対象とする企業規模要件についても、段階的に縮小・撤廃されることとなっています。また、短時間労働者が社会保険に加入しても手取りが減らないよう、労働時間の延長や賃上げを行った事業主に対し助成を行うキャリアアップ助成金が設けられています。

企業規模を問わず、全企業で対象となりうる「130万円の壁」については、毎年の被扶養者認定の際、人手不足による労働時間延長等に伴い一時的に収入が増えた場合でも、過去の課税証明書、給与明細書、雇用契約書などに加え、一時的な収入である旨の事業主の証明を添付することで、原則として連続2回までは引き続き扶養に入り続けることが可能となる仕組みが導入されているなど、短期間の収入増加を理由に扶養から外れることへの不安を軽減し、柔軟な働き方を後押ししています。さらに、配偶者手当が就業調整の要因とならないよう、企業に対し見直しの検討を促す資料の公表なども行われています。これらの施策を通じ、厚生労働省は「年収の壁」を意識せず、安心して働ける環境づくりを進めています。

* 年収の壁への対応全般に関する相談

年収の壁突破・総合相談窓口(厚生労働省) ☎ 0120-030-045(平日8:30~18:15)

* 詳細は以下の資料をご覧ください 「「年収の壁」への対応(厚生労働省)」 令和8年4月14日

<https://www.mhlw.go.jp/stf/taiou.001.00002.html>

